

## ○湯前町政治倫理条例

(平成 19 年 3 月 30 日条例第 13 号)

改正 令和 2 年 3 月 6 日条例第 3 号 令和 5 年 12 月 15 日条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを深く認識し、町議会議員(以下「議員」という。)及びその担い手たる町長、副町長、教育長(以下「町長等」という。)が自ら厳しい倫理意識と高潔な品位に基づき行動することにより、町政に対する町民の信託に応え、併せて町民も町政に対する正しい認識と自覚のもとに、清潔で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。  
(政治倫理基準)

第 2 条 議員及び町長等は、町民全体の代表者として自らの行動を厳しく律し、人格と倫理の向上に努め、地方自治の本旨にしたがって、公正かつ清廉な活動を通じて、政治倫理の確立に努めなければならない。  
(議員及び町長等の責務)

第 3 条 議員及び町長等は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 町民の代表者としての品位と名誉を損なうような行為並びにその職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある一切の行為
- (2) その地位を利用してのいかなる金品の授受
- (3) 町が行う工事等の請負契約及び下請工事、業務委託契約並びに一般物品納入契約に関して、特定業者に対する有利な推薦、紹介又は取り計らい
- (4) その権限若しくはその地位による影響力を不正に行使して、公正な公務の執行を妨げる働きかけ又は命令
- (5) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 2 項が定める一般職に属する町職員の任用に関し、特定の者を有利にするために行う働きかけ又は取り計らい

(町民の責務)

第 4 条 町民は、自らも主権者として町政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、議員及び町長等に対し、次に掲げる働きかけを行ってはならない。

- (1) 工事等の指名又は選定の依頼
- (2) 町職員の採用に関して推薦又は紹介の依頼

(3) 道義的批判を受けるおそれのある寄附行為

(政治倫理審査会の設置)

第5条 政治倫理確立に関する必要な事項を審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定に基づき、湯前町政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会の委員(以下「委員」という。)は、6人とし、政治倫理の審査に関し専門的知識を有する者及び法第18条に規定する権利を有する者(以下「有権者」という。)のうちから、議会の同意を得て町長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは委員会の決するところによる。

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その者が委員でなくなった後も同様とする。

- 2 委員は、その職務を政治的のために利用してはならない。
- 3 委員は、公平かつ適正にその職務を遂行しなければならない。

(有権者の調査請求)

第7条 有権者は、議員又は町長等が第3条の規定に違反する疑いがあるときは、それを証する資料を添えて、文書で議員に関するものにあつては議長に、町長等に関するものにあつては町長に調査を請求することができる。

- 2 議長及び町長は、前項の規定による請求を受理した日から10日以内にその書面の写しを添えて、審査会に調査を求めるものとする。
- 3 第1項の調査請求にあつては、個人の利益若しくは特定の政治目的のため、又は不正に請求権を行使してはならない。

(審査会の調査及び公表等)

第8条 審査会は、前条の規定による調査を求められたときは、当該事案の適否又は存否の審査を行う。

- 2 審査会は、前項の審査を行うため、関係者から資料の提出を求め、事情聴取を行うことができる。
- 3 審査会は、調査請求を受理した日から起算して、120日以内に調査結果を請求者並びに議長、又は町長へ文書で報告しなければならない。
- 4 議長及び町長は、前項の調査の結果を町民に公表するとともに、第3条に反する事実があると認められる場合は、必要な措置を勧告することができる。

(議員及び町長等の協力義務)

第9条 議員及び町長等は、審査会の要求があるときは、審査若しくは調査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

(その他政治倫理基準の違反行為に対する措置)

第10条 第8条の規定による調査請求のほか、議長及び町長は、第3条の規定に違反している疑いがある場合は、審査会に調査を求めることができる。

2 前項の規定により調査及び公表等については、第9条の規定を準用する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について、必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 湯前町議会議員政治倫理条例(平成10年3月30日条例第14号)は、廃止する。

#### 附 則(令和2年3月6日条例第3号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則(令和5年12月15日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。